

P T A 規 約



二 中

武蔵野市立第二中学校 P T A

武蔵野市桜堤 1-7-31
電話 : 0422 (52) 2148~9
FAX : 0422 (55) 5194

第1章 名称と事務所

- 第1条 この会は武蔵野市立第二中学校PTAという。
第2条 この会は事務所を武蔵野市立第二中学校（以下本校という）内に置く。

第2章 目的と活動

- 第3条 この会は会員相互が協力して学校と家庭と社会における子どもたちの健全な成長をはかることを目的とする。
第4条 目的を遂行するために次の活動を行う。
1. 会員相互の研修と親睦をはかり子どもたちの教育環境を良くする。
2. 学校と家庭との緊密な連絡によって子どもたちの学習と生活の向上のために協力する。

第3章 方針

- 第5条 この会は自主独立の民主的な教育団体として次の方針により活動する。
1. 目的を同じくする他の団体及び機関と協力する。
2. 他の団体からの支配や統制・干渉を受けない。
3. 特定の政治団体や宗教、または営利企業とは関係を持たない。
4. 学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第4章 会員

- 第6条
1. この会の会員となることができるものは本校に在学している子どもたちの保護者と教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
2. 本会への入会は意思表示をもって行う。
3. 退会を希望する者は、本部役員に連絡後、退会届を提出する。退会届の書式は自由とする。

第5章 役員

- 第7条 この会の役員は原則次の通りとする。
1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3-4名（保護者2-3名、教師1名）
3. 会計 3-4名（保護者2-3名、教師1名）
4. 書記 3-4名（保護者2-3名、教師1名）
5. 必要な年度には、役員数を変更することができる。役員数を変更する場合は、互選会・常任委員会・総会のいずれかにて承認を得ること。
6. 役員会の判断により、この会に役員補佐を若干名置くことができる。
第8条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 会計はこの会の経理を行い、金銭出納を記録し、会計監査を経た上で総会に決算報告をする。また予算案を提出する。
4. 書記は、常任委員会等の議事を記録し、議事録その他の書類を保管する。また本会の庶務を行う。
5. 役員、役員補佐及び学校長はこの会のすべての会議に出席できる。
第9条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 役員は別に定めた規定により定期総会に報告し、任期は4月1日から1ヵ年とするが、再任の場合は同一役職について連続2ヵ年を原則とする。ただし教職員役員はこの限りではない。また、任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
2. 前年度役員は総会で ①前年度会務報告 ②決算の報告を行う。

第6章 会計

- 第10条 この会の経費は原則として会費および寄付をもってあてる。
第11条 会費は毎年、年度始めの総会において決定する。
第12条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日とする。
第13条 会計処理規程は別に定める。

第7章 会計監査

- 第14条 この会の監査をするために次の通り3名の会計監査を置く。
保護者2名 教職員1名
- 第15条 会計監査は別に定めた規定により定期総会に報告する。
- 第16条 会計監査は必要に応じ会計を監査し、その都度常任委員会や定期総会に報告する。
- 第17条 会計監査の任期は4月1日から1ヵ年とする。但し再選の場合は連続2ヵ年を限度とする。
また、任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第8章 総会

- 第18条 総会は全員で構成し、この会の最高決議機関であり会長が招集する。
- 第19条 総会は定期総会及び臨時総会とし、総会の日時・場所は5日前までに会員に通知しなければならない。
1. 定期総会は5月末までに行い、次のことを行う。
①前年度会務報告 ②決算の承認 ③本年度役員及び会計監査の報告
④本年度事業方針 ⑤本年度の会費の決定 ⑥予算案の審議と決定
⑦その他
2. 臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときは、会長が招集する。
- 第20条 総会は会員の5分の1以上（委任状を含む）の出席で成立し、議決は出席会員の過半数の賛成で成立する。

第9章 常任委員会

- 第21条 常任委員会は総会に次ぐ決議執行機関であり、会長が招集する。
- 第22条 常任委員会は、役員、学級委員、委員、専門部員、教職員で構成する。
- 第23条 常任委員会は次の業務を行う。
1. 総会から委任された事業方針の具体的審議と決定を行う。
2. 総会に提出する議案、報告書及び予算案を作成する。
3. その他、会の活動に必要な事項を処理する。
- 第24条 常任委員会は原則として毎月定例会を開き、議決は出席者の過半数の賛成による。

第10章 学級会

- 第25条 学級会はPTA活動の基盤となり、学級の子どもたちの健全な成長を促し会員の向上と親睦をはかる。
- 第26条 会員の互選により、学級委員長1名、学級副委員長1名、各委員・専門部員を原則1名ずつ選出する。但し、必要な年度には、選出数を変更することができる。選出数を変更する場合は、常任委員会にて承認を得ることとする。
- 第27条 学級委員は会員相互の連絡調整をはかり、学級会の計画運営にあたる。
- 第28条 学級委員は必要に応じて学級会・学級委員会を招集する。

第11章 学年会

- 第29条 学年会は学級会から提案された子どもたちの成長上の問題点、PTA発展上の問題などを協議、および研修活動などを行う。
- 第30条 学年会は学級委員で構成する学年委員会を持ち、各学級委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出し委員長は必要に応じ学年会、学年委員会を招集する。

第12章 専門部

- 第31条 この会の業務を執行するため次の専門部を置く。
1. 広報部：会報により本会の活動状況を知らせるとともに会員の啓発と意思の相互伝達に努める。
2. 校外部：地域における子どもたちの生活環境の改善や校外生活の世話、その他会員相互の連絡に努める。
- 第32条 各専門部会は各学級より原則として1名ずつ選出された専門部員と担当職員で構成する。但し、必要な年度には、選出数を変更することができる。選出数を変更する場合は、常任委員会にて承認を得ることとする。
- 第33条 各専門部員の互選により部長、副部長を原則として各1名選出する。部長は各専門部会を招集

- 第34条 する。
第35条 必要に応じ特別委員会を置くことができる。特別委員会の構成と運営は専門部に準ずる。
役員、会計監査を選出するために選挙管理委員会を設ける。

第13章 その他

- 第36条 この規約は総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。
第37条 会員の選挙権及び被選挙権は1世帯1名とする。
第38条 各会は公開を原則とする。
第39条 この規約は昭和46年4月1日より実施する。

付則

- 一部改正施行 (昭和52年4月25日)
- 一部改正施行 (昭和53年4月27日)
- 一部改正施行 (昭和57年4月30日)
- 一部改正施行 (昭和60年4月25日)
- 一部改正施行 (平成 3年4月18日)
- 一部改正施行 (平成 7年4月14日)
- 一部改正施行 (平成12年4月14日)
- 一部改正施行 (平成13年4月16日)
- 一部改正施行 (平成18年4月14日)
- 一部改正施行 (平成25年5月11日)
- 一部改正施行 (平成29年5月13日)
- 一部改正施行 (令和 4年5月7日)
- 一部改正施行 (令和 5年5月12日)
- 一部改正施行 (令和 8年5月24日)

PTA会計処理規定

- 第1条 規約第13条に基づき、武蔵野市立第二中学校PTAの会計処理規定をここに定める。
- 第2条 本会計の金銭出納簿、仕訳簿、その他必要と認める帳簿を置き管理する。
- 第3条 会費その他の収納金は、指定の金融機関の口座による自動振替制度を原則とする。納入したお金は返還しない。途中入会の場合は、その期間に見合った額とする
1学期中編入の場合＝全額1,900円納入、2学期中編入の場合＝1,200円納入、3学期中編入の場合＝600円納入とする。
- 第4条 支出手続きについては次の通りとする。
1. 支出の請求は所定の様式でおこない、会計に提出する。会計は請求書（仮払い請求書を含む）を受理した時は、内容を審査のうえ会長の承認を得て支払うものとする。
 2. 予備費の用途については、常任委員会の承認を得るものとする。
- 第5条 会員、生徒、及び教職員の配偶者と一親等の弔慰金についての支出は、次により行う。
1. 死亡弔慰金は5,000円とする。
 2. 弔慰金は原則として役員が会を代表して家族に届ける。
 3. 本規定による以外の学級その他で弔慰金の支出は行わない。
 4. その他特別の場合は会長が行い、常任委員会に報告する。
- 第6条 予算作成のための、予算作成委員会を置く。新旧役員、及び新旧学年委員長、専門部長、選挙管理委員長をもって構成する。
- 第7条 この規定の改廃は、総会において出席者の過半数の賛成により行う。ただし総会の附託により、または緊急止むを得ない場合は出席常任委員の3分の2以上の賛成により改正し、総会に報告する。

付則

- 一部改正施行（平成14年5月18日）
- 一部改正施行（平成18年4月14日）
- 一部改正施行（令和4年5月7日）

PTA役員及び会計監査選挙規定

- 第1条 この規定はPTA規約に基づき公正な選挙を行い、次年度会員中より役員及び会計監査を選出することを目的とする。
- 第2条 選挙管理委員会は次の通り構成する。
1. 各学年の各学級より選出された委員（学級1名）
 2. 教職員より選出された委員（1名）
- 第3条 選挙管理委員は互選により正副委員長各1名を選出し、その結果を常任委員会に報告し、1月末日までに発表しなければならない。
- 第4条 選挙管理委員会は委員長が招集し、選挙に関する一切の事務を扱う。
- 第5条 選挙管理委員は、役員及び会計監査の候補となることができない。
- 第6条 役員の選出は次のいずれかとする。（但し、選出方法は、その年度の選挙管理委員会に一任とする。）
1. 全会員による役員候補者の推薦（自薦）
 2. 1、2年のクラス単位による役員候補者の推薦（自薦）
- 第7条 選挙管理委員会は、前条1号に掲げる推薦（自薦）を行う場合、学年学級別の生徒名簿と、所定の推薦（自薦）用紙を提出日の5日前までに全会員に配布する。
- 第8条 選挙管理委員会は、役員候補決定後直ちにこれを全員に知らせる。これをもって役員・会計監査は承認されたものとする。
- 第9条 廃止
- 第10条 選挙管理委員会は選出結果を記録し、書記に引き継ぐ。
- 第11条 選挙管理委員会はその任務を終了したとき解任される。
- 第12条 PTA役員（会長・副会長・書記・会計）、学年長、委員長および部長、専門部長、校外部桜野地区ジャンボリー担当、校外部桜野地区どんと焼き担当の経験者を含む世帯は、本人が希望する場合は、選出対象から辞退することができる。なお、この選出対象には、PTA役員及び会計監査だけではなく、各委員や各専門部員も含むものとする。
- 第13条 この規定の改廃は総会において出席者の過半数の賛成により行う。ただし総会の附託により、または緊急止むを得ない場合は出席常任委員の3分の2以上の賛成により改正し、総会に報告する。

付則

- 一部改正施行（平成18年7月13日）
- 一部改正施行（令和4年5月7日）
- 一部改正施行（令和5年5月12日）
- 一部改正施行（令和6年5月28日）
- 一部改正施行（令和7年5月25日）
- 一部改正施行（令和8年5月24日）

■■この規約は3年間保管してください■■

2026.5.24